

会員規約

この会員規約(以下「本規約」という)は、特定非営利活動法人日本トレッキング協会(以下「当法人」という)の定款に基づき、当法人と、当法人の会員(以下「会員」という)との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。なお、入会が成立した時点で、本規約を承認したことになる。

第1章 総則

第1条(会員規約の適用)

本規約は、当法人の定款で定められていない詳細な規則を定め、定款を補足するものであり、当法人の運営を円滑に行うために本規約を定めるものである。

第2条(会員規約の変更・追加)

当法人は、円滑な運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規約を変更・追加することがある。

第2章 会員の種別

第3条(会員の種別)

当法人の会員は、定款において定められた次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人及び団体。総会において議決権を有する会員である
- (2) 特別法人会員 当法人の目的に賛同し、その活動を推進するために入会した法人。総会において議決権を有する会員である
- (3) 友好会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力、実際に活動するために入会した個人。総会において議決権を持たない会員である
- (4) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人及び団体。総会において議決権を持たない会員である

- (5) 家族会員 個人正会員及び友好会員として入会したものと同居する家族。総会において議決権を持たない会員である

第3章 入会

第4条(入会申込)

入会の申込をする者は、第9条で定める入会金及び年会費を払込み、当法人が別に定める入会申込書に必要事項を記入し、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出することとする。

2 2年間年会費を滞納した者は、再入会の際、入会金を再び払い込むものとする。

第5条(入会の成立)

入会は、前項に定める入会申込(入会申込書の提出及び入会金・年会費の納入)に対して、当法人が指定した振替口座に入金の確認ができた時に成立する。

2 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り入会を認める。

第6条(会費納入)

会員は総会において定める年会費及び入会金を納入しなければならない。

第7条(入会申込の拒絶)

当法人は、入会申込者が次の各号の一に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会に関わる事項について、偽名等の虚偽情報を提出した場合
- (2) 入会申込者が本規約及び当法人の定款に反するおそれのある場合
- (3) 政治、宗教及び営利活動を目的としている場合
- (4) 過去に会員資格を取り消されたものから申し込みがあった場合
- (5) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が入会を適当でないと判断した場合

第8条(会員資格有効期間)

会員資格有効期間を以下のとおりに定める。

- (1) 団体 入会した日から一年間

(2) 個人 入会した初年度は当該事業年度の末日まで、翌年度以降は当法人の一事業年度とする

2 会員資格有効期間の起算日は、当法人が入会申込書を受け付け、第9条で定める入会費及び年会費の入金の払込みを確認した日とする。

3 会員資格は、第11条で定める方法により継続することができる。

第9条(入会金及び年会費)

入会金及び年会費の金額を以下のとおりにする。

(1)入会金 個人 1,500円

団体 0円

(2)年会費 正会員(個人) 1口 10,000円(1口以上)

正会員(団体) 1口 50,000円(1口以上)

特別法人会員 1口 30,000円(1口以上)

友好会員 1口 3,000円(1口以上)

賛助会員(個人) 1口 50,000円(1口以上)

賛助会員(団体) 1口 50,000円(1口以上)

第10条(抛出金品の不返還)

既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない

第4章 会員資格の継続

第11条(会員資格の継続)

会員資格有効期間が満了する場合には、書面又は電磁的方法により、継続のための案内を会員に通知する。

2 会員資格は、通知から3ヶ月以内に、当法人の定める方法により会費を払込み、当法人が入金を確認したことをもって継続されるものとする。

第5章 入会申込記載事項の変更等

第12条(会員の氏名及び名称等の変更)

会員は、その氏名又は連絡先等に関する事項に変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法によりその旨を当法人に通知しなければならない。

2 前項に規定変更通知の不在によって、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になった場合、当法人はその責を負わないものとする。

第6章 会員資格の停止

第13条(会員資格の喪失)

会員が次の各号の一に該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第14条(退会)

会員は、当法人が別に定める退会届により、書面又は電磁的方法をもって当法人に提出して、任意に退会することができる。

第15条(除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (2) 当法人、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (3) 当法人、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (4) 会員登録に関わる事項について、虚偽の情報を提出したことが判明したとき
- (5) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (6) 当法人の定款及び会員規約に違反したとき
- (7) その他、前各号に準ずる場合で、当法人が会員として不相当と判断したとき

第7章 会員資格有効期間終了に伴う措置

第16条(措置)

会員資格有効期間が過ぎ、当法人からの通知の後も、当法人が会費の払込みを確認できず、会員資格の更新がなされない場合、またはその他の事由によって当該会員の会員資格が失われた場合は、当法人は会員の権利の行使を停止し、当該会員は当法人に対し未払いの会費等がある場合は当法人指定の期間内に支払うこととする。

第8章 禁止行為

第17条(禁止行為)

会員は、次の各号における行為をしてはならない。

- (1) 会員は、本規約第3条に定める会員権利を第三者に譲渡もしくは使用させてはならない
- (2) 会員は、当法人の許可なく、当法人の名称もしくはこれを連想させる名称を無断で使用し活動してはならない。

第9章 個人情報の保護

第18条(個人情報の保護)

会員の個人情報(住所・氏名・写真・電話番号・電子メールアドレス等)は、プライバシー保護のため、全会員がその取扱いには十分注意し、会員以外の第三者に名簿を譲渡もしくは売却し、またはその内容の一部もしくは全部を何らかの媒体に公表してはならない。

2 当法人は、当法人が保有する会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、次の各号の場合を除き、個人情報を第三者に提供しない。

- (1) 情報開示や第三者への提供について、該当する会員の同意がある場合
- (2) 裁判所や警察等の公的機関から、法律に基づく正式な照会を受けた場合
- (3) 会員の行為が、当法人の権利、財産やサービス等に損害を及ぼす可能性があり、それらを保護のために必要と認められる場合
- (4) 会員の生命、身体または財産の保護のため緊急に必要で、会員の同意を得ることが難しい場合

第10章 損害賠償

第19条(損害賠償)

会員が、定款及び本規約に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償しなくてはならない。

第20条(会員間の紛争)

会員間相互に生じた紛争において、会員は自己費用と責任において解決するものとし、当法人には一切の責を負わない。

第11章 残存条項

第21条(残存条項)

退会した場合又は会員資格が停止もしくは除名された場合であっても、第16条、第18条、第19条、第20条および本条の規定は有効に存続するものとする。

(附則)

本規約は2022年7月1日より実施する。